

玉掛け技能講習会開催のご案内

【栃基登第 185 号】栃木労働局長登録教習機関
林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

労働安全衛生法の規定により、つり上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーンの玉掛けの作業については、都道府県労働局長に登録する機関が行う技能講習を修了した者でなければ従事できないことになっております。

当林災防では、栃木労働局長の登録教習機関として、労働安全衛生法施行令第 20 条第 16 号で定める業務、玉掛け技能講習を実施いたしますので、当該者を受講させて有資格者の充足を図られますようご案内申し上げます。

※今回の講習は、全科目受講者及び一部免除者（区分 1）のみ対象として行います。

記

1. 日 時 〔学 科〕 令和 7 年 9 月 1 7 日（水） 9：00～17：00（受付 8：50）
 〔学 科〕 令和 7 年 9 月 1 8 日（木） 9：00～17：00（受付 8：50）
 〔実技 A〕 令和 7 年 9 月 1 9 日（金） 8：00～17：00（受付 7：50） 受講番号 Na.01～Na.20
 〔実技 B〕 令和 7 年 9 月 2 0 日（土） 8：00～17：00（受付 7：50） 受講番号 Na.21～Na.40
2. 場 所 学科会場 鹿沼市職業訓練センター 講堂（鹿沼市上石川 1465-4）
 実技会場 栃木県木協連木材流通センター（宇都宮市新里町丁 277-1 ☎028-652-3687）
3. 受講料等 全科目受講者 23, 250 円 内訳 受講料 ¥21,600・教材 ¥1,650（消費税を含む）
 一部科目免除 20, 150 円 内訳 受講料 ¥18,500・教材 ¥1,650（消費税を含む） 免除条件 裏面参照
 〔登録番号（インボイス） T2010405001854〕 10%税率対象
4. 申込締切 令和 7 年 8 月 2 2 日（金） 定員 40 名（締切日前でも定員に達すると受付を締め切りますので、お早めにお申込み下さい。また、受講定員に満たない場合には中止になることもありますので予めご了承下さい。）
5. 申 込 先 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部 〒321-2118 宇都宮市新里町丁 277 番地 1
 TEL 028-652-2153 受講料を添えてお申し込み下さい。
 〔銀行振込〕 足利銀行本店 普通預金 178351 林材業労災防止協会栃木県支部
6. 講習内容 法令に定められた科目（裏面参照）
7. 携 行 品 受講票・筆記用具・計算機・（実技講習：ヘルメット・革手袋）
8. そ の 他 (1) 一度払い込んだ受講料はお返しできませんのでご了承下さい。但しテキスト料金はお返しします。
 (2) 写真(タテ 3.0cm×ヨコ 2.4cm) 1 枚を申込書の指定された場所に貼付けして下さい。
 (3) 受講申込書の受講者氏名には必ず 本人の捺印 をして下さい。
 (4) 受講票に記載してある各事項を確認のうえ受講して下さい。
 (5) 講義中の電話は、緊急時以外取次ぎいたしません。
 (6) 申込用紙が不足したときは、コピーして使用して下さい。

玉 掛 け 技 能 講 習 時 間 割

1. 学科講習

講 習 科 目	範 囲	講習時間
クレーン等に関する知識	種類及び型式 構造及び機能 安全装置及びブレーキ	1 時間
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント） 重心及び物の安定 摩擦 質量 速度及び加速度 荷重 応力 玉掛用具の強さ	3 時間
クレーン等の玉掛けの方法	玉掛けの一般的作業方法 玉掛用具の選定及び使用の方法 基本動作（安全作業方法を含む） 合図の方法	7 時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）及びクレーン等安全規則中の関係条項	1 時間

2. 実技講習

講 習 科 目	範 囲	講習時間
クレーン等の玉掛け	質量目測 玉掛用具の選定及び使用 定められた方法による 0.5 トン以上の質量を有する荷についての玉掛けの基本作業及び応用作業	6 時間
クレーン等の運転のための合図	手、小旗等を用いて行う合図	1 時間

（講習科目の受講の一部免除）

区分	受講の免除を受けることができる者	講 習 科 目
1	①クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者 ②床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 ③労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 1 号）第 6 条の規定による改正前のクレーン等安全規則第 223 条に規定するクレーン運転士免許又は同則令第 235 条に規定するデリック運転士免許を受けた者	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 クレーン等の運転のための合図

（講習科目の免除条件別講習時間）

区分	免除の条件	学科時間	実技時間	合計時間
A	免除を受けられない者	12 時間	7 時間	19 時間
B	免除を受けられる者 （前記の 1 該当者）	9 時間	6 時間	15 時間

林業・木材製造業労働災害防止協会
栃 木 県 支 部 長 殿
玉 掛 け 技 能 講 習
受 講 申 込 書

の り
写 真
縦30mm横24mm
6か月以内に撮影
した写真を1枚
貼付すること。

受講者に関する事項	ふりがな			昭和 年 月 日生 平成
	氏 名	⑩		
	併記を希望する場合の旧姓又は通称(要確認書類)			
	住 所	〒		TEL ()
	勤 務 先			TEL ()
	勤務先所在地	〒		
一部科目免除の資格に関する事項	区 分		確 認 欄	
	裏面表1に該当する者 【15時間コース】		免許又は修了証確認 昭和・平成・令和 年 月 日 確認印〔 〕	
	裏面表2に該当する者【18時間コース】 裏面表2の者の経験証明 ①上記の者は、労働安全衛生法施行令第20条第6号若しくは第7号の業務又は労働安全衛生規則第36条6号、第15号から17号までの業務に、6月以上の従事したことを証明します。 ②上記の者は、鉱山において、つり上げ荷重5t以上の移動式クレーンの運転の業務に、下記の通り従事したことを証明します。 クレーンの種類・型式等：〔 〕 吊上荷重〔 t〕 期 間：昭和・平成・令和 年 月 日～昭和・平成・令和 年 月 日(年 月) 令和 年 月 日 事 業 場 名 事業者職氏名 ⑩			
	裏面表3、4に該当する者の実務経験証明		裏面表3に該当する者【16時間コース】 裏面表4に該当する者【15時間コース】 上記の者が下記の通り玉掛け業務(1t未満・補助作業)の実務に従事したことを証明します。 クレーンの種類・型式等：〔 〕 吊上荷重〔 トン〕 期間：昭和・平成・令和 年 月 日～昭和・平成・令和 年 月 日(年 月) 指導者氏名 () 玉掛け技能講習取得 年 月 日 令和 年 月 日 事 業 場 名 事業者職氏名 ⑩	
	注：一部免除を受けようとする者は、必ずその資格を有することを証明する書面(コピー等)を添付のこと。			
講習に関する事項	受 講 希 望 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
	受 講 コ ー ス	※ア 15時間コース イ 16時間コース ウ 18時間コース エ 19時間コース		
	講 習 期 間	※令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日【学科 時間・実技 時間】		
	修 了 年 月 日	※令和 年 月 日		
	修 了 証	※第 号 交付年月日 令和 年 月 日		
実施管理者確認欄		※実施管理者名 ⑩		

(注) ※以外の欄は申込者において全部記載すること。
科目免除関係に虚偽の申請が認められた場合、修了証を交付できないことがあります。
郵便番号は必ず記入して下さい。

《個人情報について》
ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

《併記を希望する場合について》
旧姓又は通称併記希望者は、戸籍謄本、住民票、自動車運転免許証など名称確認できる資料のコピーを添付してください。
【尚、本籍地の記載はマスキング(黒塗り)してください。】